







4 次に掲げる場合には、前項中「運賃（第一項第一号ハに掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 当該路線又は営業区域について他の一般乗合旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃及び料金と同一の運賃及び料金の設定又是変更の届出をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条第七項各号に該当しないものとして地方運輸局長が必要がないと認めたとき。

（一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の届出）

**第十条の二** 法第九条の二第一項の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又是変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又是変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域

三 設定又是変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃及び料金（変更に係る部分を限る。）を明示すること。）

四 実施予定期

2 次に掲げる場合には、前項中「当該運賃及び料金の実施予定期の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

一 当該営業区域について他の一般貸切旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃及び料金と同一の運賃及び料金の設定又是変更の届出をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、地方運輸局長が必要ないと認めたとき。

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の認可申請）

**第十条の三** 法第九条の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の設定又是変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）認可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の認可申請の場合は、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四 変更の認可申請の場合は、変更を必要とする理由

前項の申請書には、原価計算書その他運賃等の額の算出の基礎を記載した書類を添付するものとする。

3 申請する運賃等が地方運輸局長が前項の書類の添付の必要がないと認める場合として公示したものに該当するときは、同項の書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

（一般乗用旅客自動車運送事業に係る影響が小さい料金の届出）

四 第十条の四 法第九条の三第一項の国土交通省令で定める料金は、時間指定配車料金及び車両指定配車料金とする。

2 法第九条の三第五項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする料金を適用する営業区域

三 設定又は変更しようとする料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の料金（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四 実施予定期

（一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の届出）

五 第十条の五 法第九条の三第三項の規定により運賃等の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃等の実施予定期日の三十日前までに、次に掲げる事項を記載した運賃等設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 設定又は変更しようとする運賃等を適用する営業区域

三 設定又は変更しようとする運賃等の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合には、新旧の運賃等（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

四 適用する期間又は区域その他の条件を付す場合には、その条件

五 実施予定期

3 前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について法第九条の第三項に規定する協議会において協議が調つてることを証する書類を添付するものとする。

一 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定期日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

二 当該区域について他の一般乗用旅客自動車運送事業者が現に適用している運賃等と同一の運賃等の設定又は変更の届出をする場合

二 前号に掲げる場合のほか、法第九条の三第六項において準用する法第九条第七項第二号

又は第三号に該当しないものとして地方運輸局長が必要ないと認めたとき。

(運送約款の認可申請)

**第十一條** 法第十一一条第一項の規定により、一般旅客自動車運送事業の運送約款の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送約款設定(変更)認可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人に附つては、その代表者の氏名

二 事業の種別

三 設定又は変更しようとする運送約款(変更の認可申請の場合は、新旧の運送約款(変更に係る部分に限る。)を明示すること。)

四 変更の認可申請の場合は、変更を必要とする理由

(運送約款の記載事項)

**第十二条** 法第十一一条第一項の規定による一般旅客自動車運送事業の運送約款に定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の種別

二 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項

三 運送の引受けに関する事項

四 運送責任の始期及び終期

五 免責に関する事項

六 損害賠償に関する事項

七 その他運送約款の内容として必要な事項

**第十三条** 刪除  
(事業計画の変更の認可申請)

**第十四条** 法第十五条第一項の規定により、一般旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可を

申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更認可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の種別

三 変更しようとする事項（書類及び図面により新旧の事業計画（変更に係る部分に限る。）を明示すること。）

4 前項の申請書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

5 國土交通大臣（事業計画の変更の認可の権限が地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長に委任されている場合には、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長）は、申請者に対し、前二項に規定するもののほか、当該申請者の登記事項証明書その他必要な書類の提出を求めることができる。

（事業計画の変更の届出等）

**第十五条** 法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 次に掲げる事項

イ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数  
（自動車車庫の収容能力の増加を伴う事業用自動車の数の増加に係るものと下の項において同じ。）並びにその常用車及び予備車の別の数並びにこれらのうち乗車定員一人未満の事業用自動車の数

ロ 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量（これらのうち事業用自動車の長さ、幅、高さ又は車両総重量の増加を伴う事項を除く。）

ハ 自動運行旅客運送を行う場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

二 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業 次に掲げる事項

イ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員一人未満の事業用自動車の数

ロ 各路線に配置する事業用自動車のうち、長さ、幅、高さ又は車両総重量が最大であるものの当該長さ、幅、高さ又は車両総重量（これらのうち事業用自動車の長さ、幅、高さ又は車両総重量の増加を伴う事項を除く。）

ハ 運行系統

二 発地の発車時刻又は着地の到着時刻

ホ 自動運行旅客運送を行う場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイ、ハ及びニに掲げる事項

三 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業次に掲げる事項

イ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びそのうち乗車定員十一人未満の事業用自動車の数

ロ 運送の区間

ハ 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

二 自動運行旅客運送を行う場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイからハまでに掲げる事項

一般貸切旅客自動車運送事業 次に掲げる事項

イ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数及びその種別ごとの数及び国土交通大臣が定める区分ごとの数

ロ 自動運行旅客運送を行いう場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

一般乗用旅客自動車運送事業 次に掲げる事項

四

五

前条の規定は、法第十五条第三項の届出について準用する。この場合において、前条第一項中「事業計画変更認可申請書」とあるのは「事業計画変更事前届出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとし、前条第一項第一号の「事業用自動車の数」の「事業用自動車」とは、当該自動運行旅客運送に係るイに掲げる事項

二　主たる事務所の名称及び位置  
　　営業所について、イからニまでに掲げる事業の種別（運行の態様の別を含む。）に応じ、それぞれイからニまでに定める事項

イ　路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業　名称及び位置

ロ　区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業　名称及び位置（営業区域内における位置であつて、新設、変更又は当該営業区域内に他の営業所が存する場合における廃止に係るものに限る。）

ハ　一般貸切旅客自動車運送事業　名称及び位置（営業区域内における位置であつて、新設、変更又は当該営業区域内に他の営業所が存する場合における廃止に係るものに限る。）

三　停留所又は乗降地点の名称及び位置並びに停留所間又は乗降地点間のキロ程

第十四条の規定は、法第五十三条第四項の届出について準用する。この場合において、第十四条第一項中「事業計画変更認可申請書」とあるのは「事業計画変更事後届出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは「届出書」と読み替えるものとする。

（事業計画の変更の認可の申請又は届出に関する手続の省略）

**第十五条の三** 法第十九条第一項の認可、一般旅客自動車運送事業の管理の受委託の許可又は事業の譲渡及び譲受、合併、分割若しくは相続による事業継続の認可を申請しようとする者は、それらの許可又は認可に伴つて事業計画の変更（法第五十三条の二第一項の届出に係る事業計画の変更にあつては、同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更に限る。）をしようとするときは、当該許可又は認可の申請書に変更しようとする事項を記載した書類（書類及び図面により新旧の事業計画（変更に係る部分に限る。）を明示すること）を添付することにより、事業計画の変更の認可又は届出に関する手続を省略することができる。（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

**第十五条の四** 法第五十三条の二第一項の旅客の利用を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

二 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業を運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合

二 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることとその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）、地域公共交通会議（市町村長が主宰するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）又は協議会（市町村が組織するものにあつては、当該路線が一の市町村の区域内のみにおいて運行しているものである場合に限る。）において協議が調つた場合

三 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

**第十五条の五** 法第十五条の二第一項の規定により、路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる事項を記載した事業計画変更事前届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 休止又は廃止しようとする路線

三 休止又は廃止の予定期間

四 路線の休止に係る場合は、予定期する休止の期間

五 休止又は廃止を必要とする理由

一 前項の届出書には、第六条第一項に掲げる書類のうち事業計画の変更に伴いその内容が変更されるもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合においては、第四条第二項ただし書の規定を準用する。

一 休止又は廃止しようとする路線の路線図及び現況を記載した書類

二 その他地方運輸局長が公示する事項を記載した書類

法第十五条の二第一項の国土交通省令で定める場合における同項の路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとする一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項の届出書には、前項第二号の書類に代えて、当該路線の休止又は廃止が旅客の利便を阻害しない旨を証する書類

(意見の聴取)

**第十五条の六** 地方運輸局長は、法第十五条の二第一項による届出（同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更の届出を除く。）があつたときは、当該届出の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適當な方法で公示するものとする。

**第十五条の七** 法第十五条の二第二項の利害関係人（第十五条の九において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　法第十五条の二第一項の規定による路線の休止又は廃止に係る事業計画の変更の後に当該路線において旅客の利便の確保を図ることが想定される者

二　旅客その他の者であつて地方運輸局長が当該休止又は廃止に閑しつに重大な利害関係を有すると認めるもの

**第十五条の八** 法第十五条の二第二項の地方運輸局長の意見の聴取を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した意見聴取申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　届出の件名及びその番号

三　意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

四　意見の聴取における陳述の概要及び利害關係を説明する事項

2 前項の申請は、第十五条の六の規定による公示の日から十日以内に、これをしなければならない。

**第十五条の九** 地方運輸局長は、法第十五条の二第二項の意見の聴取をしようとするときは、その十日前までに、関係地方公共団体及び前条第一項の申請書を提出した利害関係人に対し、意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において聽取をする場合には、その旨）並びに当該路線の休止又は廃止の内容を書面で通知する。

意見の聴取は、公開とする。ただし、地方運輸局長が特に必要があると認める場合には、この限りでない。

(事業計画変更の日の繰上げ)

**第十五条の十** 地方運輸局長は、法第十五条の二第三項の通知を行う場合には、同条第二項の意



二 事業の種別	三 管理の委託及び受託をしようとする事業の種別及び路線又は営業区域
四 管理の方法	五 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付するものとする。
六 管理の委託及び受託を必要とする理由	七 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類及び図面を添付するものとする。
一 管理の委託受託契約書の写し	二 管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類
二 管理の報酬その他管理の実施方法の細目を記載した書類	三 受託者が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第十号から第十三号までのいずれかに規定する書類
四 路線に係る管理の委託及び受託にあつては、当該路線を明示する路線図	五 受託者が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第十号から第十三号までのいずれかに規定する書類
（事業の譲渡及び譲受の認可申請）	六 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
一 譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	七 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の譲渡譲受認可申請書を提出するものとする。
二 事業の種別	八 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受をしようとする理由
三 譲渡及び譲受をしようとする事業の種別並びに法人にあつては、その代表者の氏名	九 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受をしようとする理由
四 譲渡価格	十 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受をしようとする理由
五 譲渡及び譲受をしようとする時期	十一 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受をしようとする理由
六 譲渡及び譲受を必要とする理由	十二 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受をしようとする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。	3 第二十二条 法第三十六条第一項の規定により、一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の譲渡譲受認可申請書を提出するものとする。
4 第二十三条 法第三十六条第二項の規定により、一般旅客自動車運送事業を経営する法人の合併（法人の合併又は分割の認可申請）	5 第二十三条 法第三十六条第二項の規定により、一般旅客自動車運送事業を経営する法人の合併（法人の合併又は分割の認可申請）
6 第二十三条 法第三十六条第二項の規定により、一般旅客自動車運送事業を経営する法人の合併（法人の合併又は分割の認可申請）	7 第二十三条 法第三十六条第二項の規定により、一般旅客自動車運送事業を経営する法人の合併（法人の合併又は分割の認可申請）
8 第二十三条 法第三十六条第二項の規定により、一般旅客自動車運送事業を経営する法人の合併（法人の合併又は分割の認可申請）	9 第二十三条 法第三十六条第二項の規定により、一般旅客自動車運送事業を経営する法人の合併（法人の合併又は分割の認可申請）
10 第二十三条 法第三十六条第二項の規定により、一般旅客自動車運送事業を経営する法人の合併（法人の合併又は分割の認可申請）	11 第二十三条 法第三十六条第二項の規定により、一般旅客自動車運送事業を経営する法人の合併（法人の合併又は分割の認可申請）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。	3 第二十四条 法第三十七条第一項の規定により、一般旅客自動車運送事業の相続による継続の認可を申請しようとする相続人は、次に掲げる事項を記載した事業の相続認可申請書を提出するものとする。
4 第二十五条 法第三十八条第一項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業等を承継する法人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第十号又は第十一号に規定する書類	5 第二十五条 法第三十八条第一項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業等を承継する法人が現に一般旅客自動車運送事業を経営する者でないときは、第六条第一項第十号又は第十一号に規定する書類
6 第二十六条 法第四十条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する法人の合併又は分割にあつては、路線図	7 第二十六条 法第四十条の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業を経営する法人の合併又は分割にあつては、路線図
8 第二十七条 法第四十三条第二項第二号の国土交通省令で定める事項は、第一項の申請について準用する。	9 第二十七条 法第四十三条第二項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
10 第二十八条 法第四十三条第六項の規定により特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。	11 第二十八条 法第四十三条第六項の規定により特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。	3 第二十九条 法第四十三条第五項において準用する法第五条の規定による特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可申請及び変更の届出について準用する（申請書に添付する書類）
4 第三十条 法第四十三条第六項の規定により特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。	4 第三十条 法第四十三条第六項の規定により特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。
5 第三十二条 法第四十三条第八項の規定による特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。	5 第三十二条 法第四十三条第八項の規定による特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。
6 第三十三条 法第四十三条第九項の規定による特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。	6 第三十三条 法第四十三条第九項の規定による特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。
7 第三十四条 法第四十三条第十項の規定による特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。	7 第三十四条 法第四十三条第十項の規定による特定旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

定は、法第四十三条第五項において準用する法第五条の規定による特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可申請及び変更の届出について準用する。



般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する役員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十八第一項の規定により一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する役員の解任の認可を受けようとするときは、解任しようとする役員の氏名及び解任の理由を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

### 第三章 専用自動車道

#### (供用開始前検査の申請)

**第三十五条の二** 法第七十五条第一項の規定により、専用自動車道の供用開始前検査を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した供用開始前検査申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 検査を受けようとする区間

#### (工事施行の認可申請)

**第三十六条** 法第七十五条第三項において準用する法第五十条第一項の規定により、専用自動車道の工事施行の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した工事施行認可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 工事を施行しようとする区間及び終点の地名及び地番並びにキロ程
- 三 工事方法
- 四 工事を要する区間の一部について工事を施行しようとするときは、その理由
- 五 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - 一 設計上採用する自動車の長さ、幅、高さ、重量及び速度を記載した書面
  - 二 工事費予算書
- 六 (工事方法)
- 七 車線及び路肩の幅員(平面図及び横断定規図をもつて示すこと。)
- 八 路面及び路床の構造(横断定規図をもつて示すこと。)

**第三十七条** 法第七十五条第三項において準用する法第五十条第一項の規定による工事方法に関する協約、鉄道又は軌道との交差又は接続に関する協定書の写し

**第三十八条** 前条第一項の平面図(縮尺二千五百分の一以上)には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、市街地にあっては、縮尺五百分の一以上の平面図を別に添付するものとする。

- 一 市町村境界線
- 二 車線数及び路面の種類(区間により異なるときは、区間ごとの長さを示すこと。)
- 三 中心線(二十メートルごとの測点及び百メートルごとの追加距離を示すこと。)
- 四 橋、トンネルその他主たる工作物の種類、名称及び位置
- 五 他の道路、鉄道又は軌道との交差位置及び交差方式

**第三十九条及び第四十条** 削除  
(路線等の公示)

**第四十一条** 法第七十五条第三項において準用する法第五十三条の規定により、国土交通大臣が公示しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 当該自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 当該工事施行の区間の起点及び終点の地名及び地番並びに経過市町村名
- 三 当該工事施行の区間のキロ程及び総幅員(工事方法の変更の認可申請)

**第四十二条** 法第七十五条第三項において準用する法第五十四条第一項の規定により、専用自動車道の工事方法の変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した工事方法変更認可申請書を提出するものとする。

(工事方法の変更の届出)

**第四十三条** 法第七十五条第三項において準用する法第五十四条第一項ただし書の軽微な工事方は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 車線及び路肩の幅員(平面図及び横断定規図をもつて示すこと。)
- 二 路面及び路床の構造(横断定規図をもつて示すこと。)

**第四十四条** 第三十五条の二の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第六十条第一項の規定による専用自動車道の再開検査の申請について準用する。

**第四十五条** 法第七十五条第三項において準用する法第六十三条第一項の規定により、専用自動車道の保安上の供用制限の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した保安上の供用制限設定(変更)認可申請書を提出するものとする。

(再開検査の申請)

**第四十六条** 法第七十五条第三項において準用する法第六十三条第一項の規定による、他供用制限による通行する自動車の最高速度その他の供用制限の基礎を記載した書類を添付するものとする。

(保安上の供用制限の記載事項)

法の変更是、次のとおりとする。ただし、事業計画の変更に伴うものは、この限りでない。

一 車線又は路肩の幅員の拡張

二 二パーセント以内の縦断こう配の増減(二

パーセント以内の縦断こう配の増加によつて

縦断こう配が五パーセントを超えることとな

るものを除く。)

三 盛土及び切土の緩和

四 待避所の位置の変更

五 内側車線(一車線にあつては、その車線)

の円曲線の半径及び長さ(平面図をもつて示すこと。)

六 屈曲部の横断こう配(平面図をもつて示すこと。)

七 内側車線(一車線にあつては、その車線)

の円曲線の半径の伸長

八 円曲線の交角をもつて示すこと。)

九 縮尺及び方位

一以上、縦の縮尺二百分の一以上)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 平面図に記載した測点の位置及び追加距離

二 測点ごとの中心線の地面、施工基面、盛土の高さ及び切土の深さ

三 橋の名称、位置、材質並びに径間の長さ及び

四 トンネルの名称、位置及び長さ(ビ数)

五 他の道路、鉄道又は軌道との交差位置及び

六 縮尺

二百分の一以上、詳細図にあつては縮尺を百分の一以上とし、設計図は、一般図にあつては縮尺を百分の一以上(鋼橋については十五分の一以上)と

二百分の一以上、詳細図にあつては縮尺を百分の一以上(鋼橋については十五分の一以上)と

三 最小の見通し距離

四 建築限界(横断定規図をもつて示すこと。)

五 待避所の位置(平面図をもつて示すこと。)

六 内側車線(一車線にあつては、その車線)

の円曲線の半径の伸長

七 建築限界の拡張

八 路端の高さの増加又は低下(水流水面の最高水位上三十センチメートルまでの低下に限る。)

九 防護設備の設置場所の拡張

一 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第五十四条第三項の規定による工事方法の変更の届出について準用する。

(再開検査の申請)

二 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第六十三条第一項の規定により、専用自動車道の再開検査の申請について準用する。

(保安上の供用制限の認可申請)

三 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第六十三条第一項の規定により、専用自動車道の保安上の供用制限の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した保安上の供用制限設定(変更)認可申請書を提出するものとする。

(再開検査の申請)

一 氏名又は名称及び住所

二 設定又は変更しようとする保安上の供用制

三 変更の認可申請の場合は、新旧の対照を

明示すること。)

三 変更の認可申請の場合は、変更を必要とす

る理由

一 前項の申請書には、道路交通法第二十二条の規定による通行する自動車の最高速度その他の供用制限の基礎を記載した書類を添付するものと

する。

(保安上の供用制限の記載事項)

法の変更是、次のとおりとする。ただし、事業計画の変更に伴うものは、この限りでない。

一 車線又は路肩の幅員の拡張

二 二パーセント以内の縦断こう配の増減(二

パーセント以内の縦断こう配の増加によつて

縦断こう配が五パーセントを超えることとな

るものを除く。)

三 盛土及び切土の緩和

四 待避所の位置の変更

五 内側車線(一車線にあつては、その車線)

の円曲線の半径の伸長

六 最小の見通し距離の伸長

七 建築限界の拡張

八 路端の高さの増加又は低下(水流水面の最

高水位上三十センチメートルまでの低下に限

る。)

九 防護設備の設置場所の拡張

一 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第五十四条第三項の規定による工事

方法の変更の届出について準用する。

(再開検査の申請)

二 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第六十三条第一項の規定により、専用自動

車道の保安上の供用制限の設定又は変更の認可

を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載

した保安上の供用制限設定(変更)認可申請書を

提出するものとする。

(保安上の供用制限の記載事項)

法の変更是、次のとおりとする。ただし、事業

計画の変更に伴うものは、この限りでない。

一 車線又は路肩の幅員の拡張

二 二パーセント以内の縦断こう配の増減(二

パーセント以内の縦断こう配の増加によつて

縦断こう配が五パーセントを超えることとな

るものを除く。)

三 盛土及び切土の緩和

四 待避所の位置の変更

五 内側車線(一車線にあつては、その車線)

の円曲線の半径の伸長

六 最小の見通し距離の伸長

七 建築限界の拡張

八 路端の高さの増加又は低下(水流水面の最

高水位上三十センチメートルまでの低下に限

る。)

九 防護設備の設置場所の拡張

一 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第五十四条第三項の規定による工事

方法の変更の届出について準用する。

(再開検査の申請)

二 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第六十三条第一項の規定により、専用自動

車道の保安上の供用制限の設定又は変更の認可

を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載

した保安上の供用制限設定(変更)認可申請書を

提出するものとする。

(保安上の供用制限の記載事項)

法の変更是、次のとおりとする。ただし、事業

計画の変更に伴うものは、この限りでない。

一 車線又は路肩の幅員の拡張

二 二パーセント以内の縦断こう配の増減(二

パーセント以内の縦断こう配の増加によつて

縦断こう配が五パーセントを超えることとな

るものを除く。)

三 盛土及び切土の緩和

四 待避所の位置の変更

五 内側車線(一車線にあつては、その車線)

の円曲線の半径の伸長

六 最小の見通し距離の伸長

七 建築限界の拡張

八 路端の高さの増加又は低下(水流水面の最

高水位上三十センチメートルまでの低下に限

る。)

九 防護設備の設置場所の拡張

一 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第五十四条第三項の規定による工事

方法の変更の届出について準用する。

(再開検査の申請)

二 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第六十三条第一項の規定により、専用自動

車道の保安上の供用制限の設定又は変更の認可

を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載

した保安上の供用制限設定(変更)認可申請書を

提出するものとする。

(保安上の供用制限の記載事項)

法の変更是、次のとおりとする。ただし、事業

計画の変更に伴うものは、この限りでない。

一 車線又は路肩の幅員の拡張

二 二パーセント以内の縦断こう配の増減(二

パーセント以内の縦断こう配の増加によつて

縦断こう配が五パーセントを超えることとな

るものを除く。)

三 盛土及び切土の緩和

四 待避所の位置の変更

五 内側車線(一車線にあつては、その車線)

の円曲線の半径の伸長

六 最小の見通し距離の伸長

七 建築限界の拡張

八 路端の高さの増加又は低下(水流水面の最

高水位上三十センチメートルまでの低下に限

る。)

九 防護設備の設置場所の拡張

一 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第五十四条第三項の規定による工事

方法の変更の届出について準用する。

(再開検査の申請)

二 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第六十三条第一項の規定により、専用自動

車道の保安上の供用制限の設定又は変更の認可

を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載

した保安上の供用制限設定(変更)認可申請書を

提出するものとする。

(保安上の供用制限の記載事項)

法の変更是、次のとおりとする。ただし、事業

計画の変更に伴うものは、この限りでない。

一 車線又は路肩の幅員の拡張

二 二パーセント以内の縦断こう配の増減(二

パーセント以内の縦断こう配の増加によつて

縦断こう配が五パーセントを超えることとな

るものを除く。)

三 盛土及び切土の緩和

四 待避所の位置の変更

五 内側車線(一車線にあつては、その車線)

の円曲線の半径の伸長

六 最小の見通し距離の伸長

七 建築限界の拡張

八 路端の高さの増加又は低下(水流水面の最

高水位上三十センチメートルまでの低下に限

る。)

九 防護設備の設置場所の拡張

一 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第五十四条第三項の規定による工事

方法の変更の届出について準用する。

(再開検査の申請)

二 前条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第六十三条第一項の規定により、専用自動

車道の保安上の供用制限の設定又は変更の認可

を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載

した保安上の供用制限設定(変更)認可申請書を

提出するものとする。

(保安上の供用制限の記載事項)

法の変更是、次のとおりとする。ただし、事業

計画の変更に伴うものは、この限りでない。

一 車線又は路肩の幅員の拡張

の長さ、幅、高さ、重量、速度その他保安上の供用制限の内容として必要な事項とする。  
(構造又は設備の変更の認可申請及び届出)

**第四十七条** 第四十二条及び第四十三条の規定は、法第七十五条第三項において準用する法第六十七条において準用する法第五十四条の規定による専用自動車道の構造又は設備の変更の認可申請及び届出について準用する。

#### 第四章 自家用自動車の使用

(法第七十八条第一号の者)

**第四十八条** 法第七十八条第一号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一般社団法人又は一般財団法人

二 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可

三 農業協同組合

四 消費生活協同組合

五 医療法人

六 社会福祉法人

七 商工会議所

八 労働者協同組合

十 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第七十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの

(自家用有償旅客運送)

**第四十九条** 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が行うものであつて、次に掲げるるものとのとする。

一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送(以下「交通空白地有償運送」という。)

二 乗車定員一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和四十五年法律第七十五号)第

二条第一項に規定するタクシーをいう。)その他の公共交通機関を利用する事が困難な者(特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者)及びその付添人の運送(以下「福祉有償運送」という。)

**第四十九条の二** 法第七十九条の二第一項第一号に規定する身体障害者

二百八十三号)第四条に規定する身体障害者

口 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する精神障害者

ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二条第四号に規定する知的障害者

二 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

木 介護保険法第十九条第二項に規定する要介護認定を受けている者

ハ 介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第一百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(有償運送の許可申請)

**第五十条** 法第七十八条第三号の規定により、自家用自動車の有償運送の許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運送需要者

三 運送しようとする人の数又は物の種類及び数量

四 運送しようとする期日若しくは期間又は区間若しくは区域

五 有償運送を必要とする理由

(自家用有償旅客運送の種別)

六 土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別

七 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類

八 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類

九 福祉自動車(第四十九条第一号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の道具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車を

使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

(申請書の記載事項)

**第五十一条の二** 法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

二 路線又は運送の区域  
三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送

四 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号及び前号に掲げる事項

(法第七十九条の二第一項第五号の事項)

**第五十二条の二** 法第七十九条の二第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の体制の整備又は自家用有償旅客運送自動車による旅客の運送の手配に係るサービスの提供とする。

(申請書に添付する書類)

**第五十三条の三** 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 特定非営利活動法人等があつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿(第四十八条第二号及び第十号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの)

二 路線を定めて自家用有償旅客運送を行おうとする者にあつては、次に掲げる事項を記載した路線図

三 路線  
四 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第一号に掲げる事項

五 までのいずれにも該当しない旨を証する書類

四 地域公共交通会議等において協議が調つていることを証する書類(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)

三 法第七十九条の四第一項第一号から第四号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

四 地域公共交通会議等において協議が調つていることを証する書類(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画)

三 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することができる区域)とする。

四 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送(路線を定めて行うものを除く。)をしてはならない。

五 自家用有償旅客運送登録簿(登録簿)

**第五十四条** 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議等を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議等において協議により定められた区域(第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、同号の地域公共交通計画において、当該自家用有償旅客運送を導入することができる区域)とする。

六 自家用有償旅客運送自動車の運転者が、第五十一条の十六第一項に規定する要件を備えていることを証する書類

七 福祉自動車(第四十九条第一号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の道具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車を

八 第五十一条の十七第一項に規定する運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類

九 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十 第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類

十一 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

十二 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

十三 自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該自動運行旅客運送の用に供する自家用有償旅客運送自動車の自動運行装置に係る使用条件が記載された書類

十四 特定自動運行旅客運送を行おうとする場合にあつては、当該特定自動運行旅客運送に係る道路交通法第七十五条の十二第二項に規定する申請書の写しその他の同条第一項の許可の見込みに関する書類

十五 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

十六 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十七 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

十八 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

十九 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十一 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十二 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十三 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十四 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十五 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十六 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十七 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十八 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

二十九 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

三十 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

三十一 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

三十二 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

三十三 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

三十四 第五十一条の二十四に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じてることを証する書類

## (登録証)

**第五十一条の六** 権限行政庁は、法第七十九条の三第一項の登録をしたときは、申請者に次に掲げる事項を記載した自家用有償旅客運送者登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

一 登録年月日及び登録番号  
二 登録の有効期間  
三 名称及び住所  
四 自家用有償旅客運送の種別  
五 路線又は運送の区域  
六 事業者協力型自家用有償旅客運送について、該当運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所（法第七十九条の四第一項第五号の協議が調つていないとき）

七 第五十一条の七 第五十一条の四第一項第五号の協議が調つていないときは、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る自家用有償旅客運送について次のいずれにも該当しないときとする。

一 地域公共交通会議等において協議が調つているとき。  
二 前号に掲げる場合のほか、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第五十条の協議を経て作成し、又は変更された同条第二項に規定する地域公共交通計画（以下単に「地域公共交通計画」という。）において、当該自家用有償旅客運送を導入することが定められているとき。

（申請者に対する意見聴取）

**第五十一条の八** 地域公共交通会議を主宰する市町村長若しくは都道府県知事又は協議会を組織する地方公共団体は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通会議等において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

（輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置）

**第五十一条の九** 法第七十九条の四第一項第六号の輸送の安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置は、次のとおりとする。  
一 福祉有償運送の用に供する福祉自動車その他の自家用有償旅客運送の種別に応じて必要な自動車の保有  
二 第五十一条の十六第一項に規定する運転者の確保

## 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、第五十一条の四第一項に規定する特定自動運行保安員の確保

（登録番号並びに有効期間の更新の登録の年月日）と読み替えるものとする。

**第五十一条の十一** 法第七十九条の七第一項の変更登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名  
二 登録番号

三 自家用有償旅客運送の種別  
四 変更しようとする事項及び変更予定期日  
五 新たに事業者協力型自家用有償旅客運送を行なう場合は、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

六 現に行つている事業者協力型自家用有償旅客運送を行わないこととする場合にあつては、その旨

七 第五十一条の二十六に規定する自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置

八 第五十一条の二十五第一項に規定する事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備

（有効期間の更新の登録）

**第五十一条の十二** 法第七十九条の六第一項の規定により有効期間の更新の登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した更新登録申請書を権限行政庁に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名  
二 登録番号

三 自家用有償旅客運送の種別  
四 第五十一条の二に規定する事項

五 運送しようとする旅客の範囲

六 事業者協力型自家用有償旅客運送を行なう場合は、当該運送に協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所

七 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されるもの

八 第五十一条に規定する自家用有償旅客運送の別を変更し、又は第五十一条の二第一号に掲げる路線若しくは運送の区域を増加する場合にあつては、当該変更又は増加について、地域公共交通会議等において協議が調つてることを証する書類（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該変更又は増加に係る変更後の同号の地域公共交通計画）に該当する場合には、当該登録申請をした者に交付するものとする。

（登録証）

**第五十一条の十三** 法第七十九条の七第三項の国士交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 自家用有償旅客運送の種別（交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行なう自家用有償旅客運送者が、交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。）

二 車両の数及びその種類ごとの数

三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）

四 事務所の名称及び位置

五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自働車の数及びその種類ごとの数

六 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る。）

七 事業者協力型自家用有償旅客運送に係る協力する一般旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所（当該一般旅客自動車運送事業者の変更を伴わない場合に限る。）

八 自動運行旅客運送を行う場合にあつては、当該自動運行旅客運送に係る第三号及び第五号に掲げる事項

（法第七十九条の七第一項の事由）

**第五十一条の十四** 自家用有償旅客運送者は、旅客人から收受する対価を公示し、又はあらかじめ旅客に対し、書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

（旅客から收受する対価の公示等）

**第五十一条の十五** 前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいよう掲示

## （軽微な事項の変更の届出等）

**第五十一条の十三** 法第七十九条の七第三項の国士交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

一 自家用有償旅客運送の種別（交通空白地有償運送及び福祉有償運送の双方を行なう自家用有償旅客運送者が、交通空白地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする。）

二 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第五十一条の三に規定する書類のうち登録事項の変更に伴いその内容が変更されたもの

二 登録証

三 自家用有償旅客運送の種別

四 変更した事項

五 事務所の名称及び位置

六 登録番号

七 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自働車の数及びその種類ごとの数

八 運送しようとする旅客の範囲（縮小する場合に限る。）

九 事務所の名称及び位置

十 登録証

十一 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自働車の数及びその種類ごとの数

十二 登録番号

十三 自家用有償旅客運送の種別

十四 変更した事項

十五 事務所の名称及び位置

十六 登録証

十七 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自働車の数及びその種類ごとの数

十八 登録番号

十九 自家用有償旅客運送の種別

二十 変更した事項

二十一 事務所の名称及び位置

二十二 登録証

二十三 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自働車の数及びその種類ごとの数

二十四 登録番号

二十五 自家用有償旅客運送の種別

二十六 変更した事項

二十七 事務所の名称及び位置

二十八 登録証

二十九 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自働車の数及びその種類ごとの数

三十 登録番号

三十一 自家用有償旅客運送の種別

三十二 変更した事項

三十三 事務所の名称及び位置

三十四 登録証



器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。)を常時有効に保持すること。

十 自家用有償旅客運送自動車の運転者等に対する業務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。

十一 第五十二条の二十二第四項の規定によりし、第五十二条の二十三第四項の規定によりし、第五十二条の二十三第四項の規定により十、自家用有償旅客運送自動車の運転者等に対する業務記録を作成させ、及びその記録を保存すこと。

十一 第五十二条の二十三第一項の規定により運転者等台帳を作成し、事務所に備え置くこと。

十二 第五十二条の二十五第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。

十三 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するため必要な業務

(運行管理の責任者の講習)

第五十二条の十八 自家用有償旅客運送者は、国土交渉大臣が告示で定めるところにより、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせなければならない。

(運行に関する計画)

第五十二条の十九 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、道路交通法第二十二条の二第一項に規定する最高速度違反行為、同法第五十八条の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、同法第六十六条の二第一項に規定する過労運転及び同法第七十五条第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運行の確保に留意して、自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成しなければならない。

(交替するための運転者の配置)

第五十二条の二十 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならぬ。

(異常気象時等における措置)

第五十二条の二十一 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、自家用有償旅客運送自動車の運転者等に対する必要な指示その他の輸送の安全のための措置を講じなければならぬ。

(安全な運行のための確認等及び業務記録)

第五十二条の二十二 自家用有償旅客運送者は、運行の業務に従事しようとする運転者等に対し、次に掲げる事項を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること。

一 運転者に対し、運転者等ごとに確認を行つた旨の有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無。

二 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行旅客運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況

三 自家用有償旅客運送自動車の運転者等の氏名、生年月日及び住所

四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

イ 運転免許証の番号及び有効期限

ロ 運転免許の年月日及び種類

ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

五 第五十二条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

六 事故を引き起こした場合は、その概要

七 道路交通法第八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要

八 運転者等の健康状態

九 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一〇 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一一 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一二 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一三 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一四 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一五 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一六 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一七 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一八 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

一九 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

二〇 (自家用有償旅客運送自動車に係る表示等)

は、第四号、第五号及び第七号に掲げる事項を除く。)を記載した運転者等台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 自家用有償旅客運送自動車の運転者等の氏名、生年月日及び住所

四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

五 事故の当事者(運転者等を除く。)の氏名

六 事故の概要(損害の程度を含む。)

七 事故の原因

八 再発防止対策

(損害を賠償するための措置)

第五十二条の二十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

(自家用有償旅客運送自動車に関する表示等)

第五十二条の二十八 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車内に、当該自家用有償旅客運送者の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

(旅客の名簿)

第五十二条の二十九 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等は、その運送サービスの提供を受けた旅客について、次に掲げる事項を記載し、それを事務所に備えて置かなければならぬ。

一 事故の発生場所

二 事故の当事者(運転者等を除く。)の氏名

三 事故の概要(損害の程度を含む。)

四 事故の原因

五 事故の当事者(運転者等を除く。)の氏名

六 事故の概要(損害の程度を含む。)

七 事故の原因

八 再発防止対策

(自家用有償旅客運送自動車に関する表示等)

第五十二条の二十四 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理制度の体制を行わなければならない。

(事故の対応に係る責任者の選任等)

第五十二条の二十五 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

(苦情処理)  
**第五十一条の三十** 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。  
**自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。**  
**一 苦情の内容**  
**二 原因究明の結果**  
**三 苦情に対する弁明の内容**  
**四 改善措置**  
**五 苦情処理を担当した者**  
**(登録証の返納)**

**第五十二条の三十** 自家用有償旅客運送者は、法第七十九条の登録の有効期間が満了したとき又は、法第七十九条の十一の届出をするとき又は法第七十九条の十二第一項の規定により登録を取り消されたときは、遅滞なく、登録証を運輸監理部長又は運輸支局長（主として指定都道府県等（道路運送法施行令第四条第一項の指定都道府県等をいう。）の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、当該有定都道府県等の長）に返納しなければならない。  
**(有償貸渡しの許可申請)**

**第五十二条** 法第八十条第一項の規定により、貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しの許可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車貸渡許可申請書を提出するものとする。  
**一 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名**  
**二 貸渡人の事務所の名称及び所在地**  
**三 貸渡しの実施計画**  
**四 貸渡しを必要とする理由**  
**(有償旅客運送の許可申請)**

**第五十三条** 法第八十三条ただし書の規定により、旅客の有償運送の許可を申請しようとする自家用自動車の貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類を添付するものとする。  
**許可申請書を提出するものとする。**

**第五十四条** 法第八十五条第一項に規定する損失の補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した運送命令損失補償請求書を当該運送命令による運送を完了した後三月以内に地方運輸局長に提出しなければならない。  
**一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名**  
**二 事業の種類**  
**三 請求しようとする金額**  
**四 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。**  
**一 当該運送命令の内容を記載した書類**  
**二 請求しようとする金額の算出の基礎を記載した書類**  
**(事案の公示)**

**第五十五条** 地方運輸局長は、国土交通大臣又は地方運輸局長の権限に属する法第八十九条第一項各号の事案について調査を開始しようとするときは、あらかじめ、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適切な方法で公示しなければならない。  
**(利害関係人)**

**第五十六条** 法第八十九条に規定する利害関係人（次条において「利害関係人」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。  
**一 一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限に関する認可又は一般乗用旅客自動車運送事業における運賃等に関する認可の申請者**  
**二 前号の申請者と競争の関係にある者**  
**三 利用者その他の者うち地方運輸局長が当該事案に関し特に重大な利害関係を有すると認める者**  
**四 認める者**  
**(意見の聴取の申請)**

**第五十七条** 利害関係人は、法第八十九条第二項の規定により、意見聴取の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出するものとする。

**第五十八条** 地方運輸局長は、意見の聴取の申請者が二人以上あるときは、意見の聴取において陳述すべき者を選定することができる。  
**(陳述人の選定)**

**第五十九条** 意見の聴取は、非公開とする。ただし、地方運輸局長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。  
**(意見の聴取の概要の報告)**

**第六十条** 地方運輸局長は、国土交通大臣の指示を受けて意見の聴取を行つた場合は、意見の聴取の概要を、遅滞なく、国土交通大臣に報告しなければならない。  
**(意見の聴取の特例)**

**第六十一条** 地方運輸局長は、その権限に属する旅客自動車運送事業の停止の命令又は許可の取消しの処分に係る聴取を行ふに当たつては、その期日の十七日前までに、当該事案の件名に番号を付し、その旨を地方運輸局の掲示板に掲示する等適切な方法で公示しなければならない。  
**(通知の対象)**

**第六十二条** 法第九十一条の二第一項の国土交通省令で定めるものは、路線の新設に係るもの（当該路線に停留所が存しない場合その他の旅客の便利に及ぼす影響が比較的小さい場合を除く。）とする。

**(地方公共団体への通知)**

**第六十三条** 法第九十四条第七項の規定による当該職員の身分を示す証票は、第三号様式による。  
**(自動車に関する表示)**

**第六十四条** 法第九十五条の規定により、自動車の外側に表示しなければならない事項は、使用者の氏名、名称又は記号のほか、次の各号の区分によるものとする。  
**一 一般貸切旅客自動車運送事業用自動車については、「貸切」**  
**二 法第八十六条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付された旅客自動車運送事業用自動車又は貨物自動車運送事業法（平**

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業の種類

三 運送しようとする期日又は期間

四 運送しようとする旅客及びその数

五 運送しようとする区間又は区域

六 使用する自動車の自動車登録番号又は車両番号

七 運送を必要とする理由  
**(損失の補償)**

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事案の件名及び公示があつたものについてはその番号

三 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

四 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事案の件名及び公示があつたものについてはその番号

三 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

七 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 路線図その他の路線に関する事項  
**(法第九十一条の二第二項の関係者)**

三 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

四 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

六 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

七 申請者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

（第六号に掲げるものを除く。）にあつては、  
「限定」

四 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第三項の第二重括弧内に「自動車運送事業法第一條第三項に規定する特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車にあつては、「特定」」

二号) 第二条第八項の第二種貨物利用運送事業であつて鉄道運送事業の行う運送に係るもの(自動車を使用して貨物の集配を行うものに限る)の用に供する自動車(貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同法第五十九条第一項に規定により業務の範囲を限定する条件を付されたものを除く)の用に供する自動車を除く。)にあつては、「通運」

五 貨物利用運送事業法第一条第八項の第二種貨物利用運送事業であつて航空運送事業者の行う運送に係るもの(自動車を使用して貨物の集配を行つるものに限る)の用に供する自動車(貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同法第五十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付されたものを除く)の用に供する自動車を除く。)にあつては、「航空」

六 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業であつて船舶運航事業者の行う運送に係るもの(自動車を使用して貨物の集配を行つるものに限る)の用に供する自動車(貨物自動車運送事業法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業(同法第五十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件を付されたものを除く)の用に供する自動車を除く。)にあつては、「海上」

七 貨物自動車運送事業法第二条第六項に規定する特別積合せ貨物運送の用に供する自動車にあつては、「運行」

八 路線定期運行及び路線不定期運行の用に供する事業用自動車にあつては、第二号に掲げるもののほか、行先及び運行系統

九 区域運行の用に供する事業用自動車にあつては、第二号に掲げるもののほか、「区域乗合」

十 自家用自動車(自家用貨物自動車を除く。)にあつては、「自家用」

第六十六  
(届出)

に掲げる場合にあつては、相続人)、特定旅客自動車運送事業者、適正化機関、自家用有償旅客運送者及び道路運送に関する団体は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を当該各号に掲げる行政庁に届け出るものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業者が運輸を開始した場合 当該事業の許可をした行政庁
- 二 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受又は一般旅客自動車運送事業者たる法人の合併若しくは分割が終了した場合 可をした行政庁
- 三 一般旅客自動車運送事業者が死亡した場合 (第二十四条の規定により、申請書を提出した場合を除く。) 当該事業の許可をした行政庁
- 四 休止している一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を再開した場合 当該一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の休止の届出を受理した行政庁
- 五 法第十六条第一項、法第二十七条第四項(法第四十三条第五項において準用する場合を含む。)、法第三十条第四項、法第三十一条、法第四十三条第七項、法第七十五条第三項において準用する法第五十五条若しくは法第七十条、法第七十九条の九第二項又は法第八十四条第一項に基づく命令を実施した場合 当該命令を発した行政庁
- 六 第六条第一項第三号に掲げる施設を変更した場合 当該事業の許可をした行政庁
- 七 一般旅客自動車運送事業者又は特定旅客自動車運送事業者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 当該一般旅客自動車運送事業又は当該特定旅客自動車運送事業の運送需要者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 可をした行政庁
- 八 旅客自動車運送事業者たる法人の役員若しくは社員又は定款若しくは寄附行為に変更があつた場合 当該事業の許可をした行政庁
- 九 特定旅客自動車運送事業の運送需要者の氏名若しくは名称又は住所に変更があつた場合 当該事業の許可をした行政庁
- 十 適正化機関が、第三十四条の四の規定により適正化事業指導員を選任した場合 地方運輸局長
- 十一 適正化事業指導員が、転任、退職その他の理由により適正化事業指導員でなくなつた場合 地方運輸局長

十一

2 前項の届出は、届出事由の発生した後遅滞なく（同項第八号に掲げる場合（代表権を有しない役員又は社員に変更があつた場合に限る。）にあつては前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに、同項第十号及び第十一号に掲げる場合にあつては十五日以内に、同項第十二号に掲げる場合にあつては届出事由の発生した日から三十日以内に）行うものとする。

3 第一項の届出をしようとする者（同項第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に掲げる場合に限る。）は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。この場合において、当該届出事項に関し、法人の設立、合併、分割又は解散があつたときは、その登記事項証明書を添付するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該届出事項（相手方のあるときは、その者の氏名又は名称を明らかにすること。）

三 届出事由の発生した年月日

四 第一項第十一号に掲げる場合にあつては、適正化事業指導員でなくなつた理由

五 その他必要事項

（地方的な路線の基準）

第六十七条 道路運送法施行令第一条第一項第一号の国土交通省令で定める地方的な路線の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一 法第四条第一項の規定による事業の許可、法第十一条第一項の規定による事業計画の変更（路線の新設に係るものに限る。）の認可、法第三十五条第一項の規定による事業の管理の委託及び受託の許可、法第三十六条第一項の規定による事業の譲渡及び譲受の認可、同条第二項の規定による法人の合併若しくは分割の認可、法第三十七条第一項の規定による事業の相続の認可、申請に係る路線に係る事業用自動車の総数が七百両未満（同一の申請書により申請されている互いに接続する路線にあつては、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が七百両未満）であることと、法第四条第一項の規定による事業の許可に伴う法第九条第一項の規定による運賃等の上

限の設定又は変更の認可申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線が、地方運輸局長が行つた当該許可に係る路線又はこれに接続する路線であること。

の設定又は変更の認可（事業の許可に伴うものを除く。）申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線に係る事業用自動車の総数が七百両未満（同一の申請書による申請に係る運賃等の上限が適用されることとなる路線が互いに接続する場合には、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が七百両未満）であること。

四 法第二十二条の二第一項の規定による安全管理規程の設定若しくは変更の届出の受理、法第二十二条の二第三項の規定による安全管理制度の変更の命令、法第二十二条の二第五項の規定による安全統括管理者の選任若しくは解任の届出の受理、法第二十二条の二第七項の規定による安全統括管理者の解任の命令、法第二十七条第四項の規定による命令、法第三十一条の規定による事業改善の命令又は法第四十条の規定による事業の停止の命令若しくは許可の取消し、当該届出、命令又は許可の取消しに係る路線に係る事業用自動車の総数が七百両未満（互いに接続する路線にあっては、これらの路線に係る事業用自動車の総数の合計が七百両未満）であること。

五 事業の停止の命令をした場合における法第四十一条第一項の規定による命令、当該命令に係る路線が、地方運輸局長が行つた事業の停止の命令に係る路線であること。

前項各号に掲げる处分が一般乗合旅客自動車運送事業の路線であつて路線不定期運行又は定期観光運送を行つものに係るものである場合（当該处分が路線不定期運行又は定期観光運送のみに係るものであるとき有限る。）にあつては、同項の規定にかかるわらず、当該一般乗合旅客自動車運送事業の路線は、地方的な路線とす

る。

（許可申請書の進達）

二 事業の開始に要する資金、事業用自動車その他事業の施設の確保の見通し  
三 法第七条各号に該当するかしないかの別  
四 その他必要と認める事項

(商議等)  
**第六十九条** 地方運輸局長は、その権限に属する事由につき、書類を提出する場合に、この場合に

事件は、つき申請書又は届出書を受取した場合は、該区域にわたるときは、処分を要するものについては、関係地方運輸局長に商議をし、その他のものにあつては、関係地方運輸局長に通知をしなければならない。

2 運輸監理部長又は運輸支局長は国土交通大臣又は地方運輸局長に提出すべき申請書又は届出書を受け付けた場合において、当該事件が運輸監理部長と運輸支局長又は二以上の運輸支局長の管轄区域にわたるときは、関係運輸監理部長又は運輸支局長に通知をしなければならない。

2 地方運輸局長は、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業につき、法第十六条第二項、法第二十三条の三、法第二十七条第四項、法第三十条第四項、法第四十一条、法第四十二条第一項又は法第八十四条第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

4 有する貨物自動車運送事業につき、法第八十一条第一項の規定による処分をしたときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

運輸監理部長又は運輸支局長は、一般旅客自動車運送事業につき、第十四条（営業所の位置の変更に関する部分に限る。）、第十五条（営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更に関する部分に限る。）

する部分に限る)、第十五条の二(主たる事務所の位置の変更に関する部分に限る)、第十五条の十二(運行系統の変更に関する部分に限る)及び第二十五条の書類に関する許認可等の処分をし、又は届出を受理したときは、国土交通大臣が許可の権限を有する一般乗合旅客自動車運送事業に係る場合にあつては地方運輸局長を経由して国土交通大臣に、地方運輸局長が許可の権限を有する一般旅客自動車運送事業に係る場合にあつては地方運輸局長に、それぞれ、報告しなければならない。

## 第六章 経過規定

(旧法に基く免許の効力)

**第七十一条** この省令適用の際現に旧道路運送法(昭和二十一年法律第八九十一号。以下「旧法」という。)の規定に基づき自動車運送事業を經營する者は、その經營する自動車運送事業の免許につき国土交通大臣又は地方運輸局長の確認を得たときは、左の各号に定める区分に従い、法の規定に基き自動車運送事業經營の免許を受けた者とみなす。

一 旧法の一般乗合旅客自動車運送事業は、法の一般乗合旅客自動車運送事業

二 旧法の一般貸切旅客自動車運送事業であつて乗車定員十一人以上の自動車を使用するものは、法の一般貸切旅客自動車運送事業

三 旧法の一般貸切旅客自動車運送事業であつて乗車定員十人以下の自動車を使用するものは、法の一般乗用旅客自動車運送事業

四 旧法の一般積合貨物自動車運送事業及び一般貸切貨物自動車運送事業であつて事業区域を定めるもの(最大積載量一トン以下の自動車のみを使用するものを除く。)は、法の一般路線貨物自動車運送事業

五 旧法の一般積合貨物自動車運送事業及び一般貸切貨物自動車運送事業であつて事業区域を定めるもの(最大積載量一トン以下の自動車のみを使用するものを除く。)は、法の一般區域貨物自動車運送事業

六 旧法の一般積合貨物自動車運送事業及び一般貸切貨物自動車運送事業であつて、最大積載量一トン以下の自動車のみを使用するものは、法の一般小型貨物自動車運送事業

七 旧法の特定乗合旅客自動車運送事業及び特定貸切貨物自動車運送事業は、法の特定貨物自動車運送事業

前項の規定により、旧法の規定に基く自動車運送事業の免許につき確認を得ようとする者は、この省令施行の日から三箇月以内に、自動車運送事業免許確認申請書を左の各号に定めるところにより、国土交通大臣又は地方運輸局長に提出するものとする。

一 次号以外の自動車運送事業にあつては、国土交通大臣

二 一般貸切旅客自動車運送事業（乗車定員七人以下の自動車を使用して経営するものに限る。）及び特定自動車運送事業にあつては、地方運輸局長

前項の申請書には、第四条から第六条までの規定を準用する外、免許の内容を証する書類及び道路運送法施行規則（昭和二十三年総理府令第一四〇号。以下「旧規則」という。）第八条による事業計画を添付するものとする。この第二項の期間内に同項の申請書を提出しない者は、その期間経過後は、その自動車運送事業を經營することができない。

第二項の期間内に同項の申請書を提出した者は、確認をした旨又は確認をしない旨の通知を受けた日までは、なお、その自動車運送事業を經營することができる。

（旧法に基く協議に対する承諾の効力）

第七十二条 前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定は、この省令適用の際現に旧法の規定に基き国において經營する自動車運送事業の協議に対する承諾の効力について準用する。この場合において、これらの規定中「国土交通大臣又は地方運輸局長」とあるのは、「国土交通大臣」と「三箇月」とあるのは、「六箇月」と読み替えるものとする。

二 前項において準用する前条第二項の国営自動車運送事業の協議承諾の確認申請書には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該官庁の名称及び住所

二 事業の種類及び路線又は事業区域

三 業務の範囲を限定する自動車運送事業については、その業務の範囲

四 条件を附せられた自動車運送事業にあつては、その条件

五 特定自動車運送事業にあつては、特定の運送需要者の氏名又は名称及び住所並びに運送する旅客又は貨物の範囲

六 協議に対する承諾の年月日 (旧法に基く処分、手續等の効力)	3 前項の申請書には、事業經營の協議に対するものとする。 承諾の内容を証する書類を添附するものとする。
第七十三条 法(道路運送法施行法(昭和二十六年法律第八百八十四号。以下「施行法」という。)又はこの省令に特別の定のあるものを除き、旧法又は旧規則の規定によりした許可、認可その他の処分及び申請その他の手続で、法又はこの省令に各々相当する規定のあるものは、法又はこの省令の規定によりしたものとみなす。	(法第二百五十五条の団体に相当する団体の届出)
第七十五条 第六十三条の規定は、施行法第二百五十五条の規定による法第二百五十五条の道路運送に関する団体に相当する団体であるものの届出について準用する。	(法第二百五十五条の団体に相当する団体の届出)
第七十六条 法附則但書の場合において、自動車運送事業及び自動車運送取扱事業の運賃及び料金に関する書類を物価庁長官に提出するときは、同時にその写を国土交通大臣に提出するものとする。	(運賃及び料金の書類に関する特例)
附 則 (昭和二十八年一月九日運輸省令第一号) 抄 1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。	(改正法による改正規定による自家用自動車の表示の変更は、同条の規定にかわらず、この省令施行の日から三箇月間は、これを行わなくてよい。)
附 則 (昭和二八年九月三〇日運輸省令第五二号) 抄 1 この省令は、昭和二八年十月一日から施行する。但し、第六十七条の改正規定による自家用自動車の表示の変更は、同条の規定にかわらず、この省令施行の日から三箇月間は、これを行わなくてよい。	(改正法による改正規定による自家用自動車の表示の変更は、同条の規定にかわらず、この省令施行の日から三箇月間は、これを行わなくてよい。)
3 道路運送法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八百六十八号。以下「改正法」という。)施行の際現に事業区域を定める一般自動車運送事業を經營する者が、陸運局長(その事業を經營する者が国である場合にあつては、運輸大臣。以下同じ。)が行う事業区域の指定を受けたときは、指定を受けた事業区域を改正法	(改正法による改正規定による自家用自動車の表示の変更は、同条の規定にかわらず、この省令施行の日から三箇月間は、これを行わなくてよい。)

附則第三項の規定により改正後の道路運送法の規定に基いて免許又は承認を受けたものとみなされた当該事業の事業区域とする。但し、次項の期間内に同項の申請書の提出がないときは、事業区域の中心区域を定めるものにあつては当該中心区域を、事業区域の中心区域を定めないものにあつては陸運局長の指定する区域を、当該事業の事業区域とする。

改正法施行前にした改正前の道路運送法の規定による一般自動車運送事業の免許の申請は、改正後の同法の規定に基いてしたものとみなす。

一般路線貨物自動車運送事業の路線であつて、この省令施行の際、現に起点、終点及び主たる経過地が地名及び地番で定められているものは、当該地番の存する最小行政区画で定められているものとみなす。

この省令施行前に提出された自動車運送事業の施設の概要書又は当該施設の変更届出書の記載事項中自動車庫の位置及び収容能力に関するものは、当該自動車運送事業の事業計画に定められたものとみなす。

附則（昭和三十一年五月一日運輸省令  
第二三号）抄  
この省令は、昭和三十年六月一日から施行する。  
この省令施行の際、現に自家用貨物自動車を使用する者が、改正前の第五十九条第一項の規定により提出した自家用自動車使用届出書の記載事項を変更しようとするときは、第五十九条の改正規定による自家用貨物自動車使用届出書を提出しなければならない。  
前項の規定により提出した自家用貨物自動車使用届出書は、第五十九条第二項の規定による届出事項変更届出書とみなす。

**附 則**（昭和三十一年七月一九日運輸省令  
**第四二号**）  
この省令は、道路運送法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第六百六十八号）の施行の日（昭和三十一年八月一日）から施行する。  
**附 則**（昭和三十一年八月九日運輸省令第  
**二八号**）  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則  
(昭和三五年九月一日運輸省令第  
三三号)

附則（昭和四八年三月二六日運輸省令第八号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年七月一日運輸省令第三九号）  
この省令は、昭和五十三年八月一日から施行する。

1 この省令は、昭和五十三年八月一日から施行する。  
この省令の施行の際現に自動車運送取扱事業者の登録を受けている者は、この省令の施行の日から五月以内に、改正後の第四十三条第二項第七号に掲げる書面を陸運局長に提出するものとする。

2 前項に規定する者で同項の規定による書面の提出をしていないものについては、この省令の施行の日から五月以内に限り、改正後の第五十六条第二号の規定は、適用しない。

3 附則（昭和五三年一〇月三一日運輸省令第五四号）抄  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年三月二十四日運輸省令第四号）抄  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の規定中道路運送法施行規則第十四条の改正規定（同条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に一号を加える部分に限る）、第十二条及び第十三条の規定は、昭和五十七年五月一日から施行する。

附則（昭和五七年七月二三日運輸省令第一九号）  
(施行期日)  
この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
この省令施行の際、現に届出対象自家用貨物自動車を使用する者が、改正前の第五十九条第一項の規定により提出した自家用貨物自動車使用届出書の記載事項を変更しようとするときは、改正後の第五十九条第二項の規定による自家用貨物自動車使用届出書を提出しなければならない。

3 前項の規定により提出した自家用貨物自動車使用届出書は、改正後の第五十九条第三項の規定による届出事項変更届出書とみなす。

附則		昭和五八年一二月二三日運輸省令第一号	
附則		昭和五九年六月二二日運輸省令第一号	
施行期日	(施行期日)	第一条	この省令は、公布の日から施行する。
附則第五号抄	第一条	この省令は、昭和五九年七月一日から施行する。	施行する。
（経過措置）			
第二条	この省令の施行前に次の表の上欄に掲げた行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他との行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してもした申請等とみなす。	北海海運局長	東北運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	東北運輸局長	北海道運輸局長	新潟運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長	新潟運輸局長	新潟運輸局長
関東海運局長	関東運輸局長	中部運輸局長	近畿運輸局長
東海海運局長	東海運輸局長	中国運輸局長	近畿運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長	中国運輸局長	近畿運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長	四国運輸局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長	九州運輸局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長	神戸海運監理部長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長	東北運輸局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長	中部運輸局長	中部運輸局長
東京陸運局長	東京陸運局長	東京陸運局長	東京陸運局長
名古屋陸運局長	名古屋陸運局長	中部運輸局長	中部運輸局長
高松陸運局長	高松陸運局長	近畿運輸局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	広島陸運局長	中国運輸局長	中国運輸局長
大阪陸運局長	大阪陸運局長	四国運輸局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	福岡陸運局長	九州運輸局長	九州運輸局長



(施行期日)	第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
(証票等に関する経過措置)	第三条 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証は、改正後のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証とみなす。
(施行期日)	附則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
(施行期日)	附則 (平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
(施行期日)	附則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、道路運送法及びタクシ業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年二月一日）から施行する。
(施行期日)	附則 (平成一四年九月二七日国土交通省令第一〇三号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
(施行期日)	附則 (平成一四年十月一日から施行する。)
(施行期日)	省令第一〇三号抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。
(施行期日)	附則 (平成一五年二月一四日国土交通省令第六二号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。
(施行期日)	附則 (平成一五年三月一四日国土交通省令第三一号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
(施行期日)	附則 (平成一六年四月一八日国土交通省令第一二号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、平成十六年六月一日から施行する。

(施行期日)	第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。
(経過措置)	第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつたものとみなす。
(施行期日)	附則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
(施行期日)	附則 (平成一八年九月七日国土交通省令第八六号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令による改正前の道路運送法施行規則別記様式による証票とみなす。
(施行期日)	第四条 この省令の施行の際現に交付されている記様式による証票は、この省令による改正後の道路運送法施行規則別記様式による証票とみなす。
(施行期日)	附則 (平成一八年九月七日国土交通省令第八六号) 抄
(施行期日)	第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。
(施行期日)	第二条 道路運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の規定により改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業についての新法第四条第一項の規定による改正法による改正前の道路運送法（以下「旧法」という。）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業に係る部分に限る。）を新施行規則第四条第三項に掲げる事項に相当するものとみなして、新法の規定を適用する。
(施行期日)	第三条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者（許可のみなし一般乗合旅客自動車運送事業に係る新施行規則第三条の三第二号の路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る新法第五条第一項第三号の事業計画に記載されたものとみなして、新法の規定を適用する。）を新施行規則第四条第一項の路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業に係る新法第五条第一項第三号の事業計画に記載されたものとみなして、新法の規定を適用する。
(施行期日)	第四条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を第三条第一項の地方運輸局長に提出しなければならない。
(施行期日)	第五条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者は、その代表者の氏名は、施行日から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を第三条第一項の地方運輸局長に提出しなければならない。
(施行期日)	第六条 この省令の施行前に旧法第九条第三項の規定により届出をされた運賃は、同項の規定により届け出た運賃とみなす。
(施行期日)	第七条 この省令の施行前に旧法第九条の二第一項の規定により届出をされた運賃及び料金（旧法第九条第五項の運賃に該当するものは、同項の規定により届け出た運賃とみなす。）は、新法の規定により届出をされた運賃及び料金（旧法第二十一条第二号の許可（当該許可に期限が付されていない場合を除く。）による乗合旅客の運送に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、新法第九条第一項の運賃等に該当するものは、同項の規定により認可を受けた運賃等とみなす。
(施行期日)	第八条 この省令の施行前に旧法第九条の二第一項の規定により届出をされた運賃及び料金であつて、新法第九条第一項の規定により届出をされた運賃及び料金である場合は、この省令の施行の日（以下「施行日」といふ。）から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を当該事業者が經營する事務所に提出する。

(施行期日)	第一条 この省令は、営業に係る新法第五条第一項第三号の事業計画とみなして、新法の規定を適用する。
(事業計画に係る経過措置)	第二条 道路運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の規定により改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業に係る部分に限る。）を新施行規則第四条第三項に掲げる事項に相当するものとみなして、新法の規定を適用する。
(事業計画に係る経過措置)	第三条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者（許可のみなし一般乗合旅客自動車運送事業に係る新施行規則第三条の三第三号の区域運行に該当する場合に限る。）については、乗合旅客運送許可申請書の記載事項（新施行規則第四条第五項に掲げる事項に相当するものに係る部分に限る。）を新施行規則第四条第五項の区域運行を行つう一般乗合旅客自動車運送事業に係る新法第五条第一項第三号の事業計画に記載されたものとみなして、新法の規定を適用する。
(事業計画に係る経過措置)	第四条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者は、新法の規定により届出書の提出があつたときは、新法の規定により届出書を記載した届出書を第三条第一項の地方運輸局長に提出しなければならない。
(事業計画に係る経過措置)	第五条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者は、新法の規定により届出書を記載した届出書を第三条第一項の地方運輸局長に提出しなければならない。
(運行計画に係る経過措置)	第六条 この省令の施行前に旧法第九条第三項の規定により届出をされた運賃及び料金（旧法第二十一条第二号の許可（当該許可に期限が付されていない場合を除く。）による乗合旅客の運送に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、新法第九条第一項の運賃等に該当するものは、同項の規定により認可を受けた運賃等とみなす。

(運行計画に係る経過措置)	第一条 この省令は、営業に係る新法第五条第一項第三号の事業計画とみなして、新法の規定を適用する。
(運行計画に係る経過措置)	第二条 道路運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条の規定により改正法による改正後の道路運送法（以下「新法」という。）第三条第一号イの一般乗合旅客自動車運送事業に係る部分に限る。）を新施行規則第四条第三項に掲げる事項に相当するものとみなして、新法の規定を適用する。
(運行計画に係る経過措置)	第三条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者は、この省令の施行の日（以下「施行日」といふ。）から一年を経過する日までに、次に掲げる事項を記載した届出書を当該事業者が經營する事務所に提出する。
(運行計画に係る経過措置)	第四条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者は、新法の規定により届出をされた運賃及び料金（旧法第二十一条第二号の許可（当該許可に期限が付されていない場合を除く。）による乗合旅客の運送に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、新法第九条第一項の運賃等に該当するものは、同項の規定により認可を受けた運賃等とみなす。
(運行計画に係る経過措置)	第五条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者は、新法の規定により届出をされた運賃及び料金（旧法第二十一条第二号の許可（当該許可に期限が付されていない場合を除く。）による乗合旅客の運送に係るものに限る。次項において同じ。）であつて、新法第九条第一項の運賃等に該当するものは、同項の規定により認可を受けた運賃等とみなす。



第九条第六項の規定によりされた運賃の届出と  
みなす。

第1号様式（第34条の4関係）

第一回様式(第31回の4回目)		(第1回)
セイセイデーターント		
第 1 回		
連続活用法第43条の3第1号及び第2号の規定による事項に該当する 連続形動詞の語尾部分の記入欄		
(シヨウカクヒン)	(シヨウカクヒン)	(シヨウカクヒン)
写		氏名
		年 月 日型
真		年 月 日交付
○連続形容詞		
形容詞と形容動詞の区別を明確化実施例題		
(印)		
名前		

【道場】  
第45条より、道場の運営は、その城の城主によって、次に掲げる事項（以下「道場運営事項」といいます。）を定めなければなりません。

- ① 道場の運営を委託する場合は、道場の運営を委託する旨と、道場の運営における城主の権限（以下「道場運営権」といいます。）を明確に定めなければならない。
- ② 道場の運営を委託する場合は、道場の運営権を有する者が、道場の運営権を譲り受けた場合に、道場の運営権を譲り受けた者（以下「道場運営権譲り受け者」といいます。）が、道場の運営権を譲り受けた旨を明確に定めなければならない。
- ③ 道場の運営権譲り受け者の道場の運営権を譲り受けた旨を明確に定めた場合は、道場の運営権譲り受け者は、道場の運営権譲り受けた旨を明確に定めたことを、道場の運営権譲り受け者自身の名前で明記しなければなりません。

【道場】  
第46条の4  
③ 道場運営権譲り受け者は、道場の運営権を譲り受けたときは、道場の運営権を譲り受け、道場の運営権譲り受け者の権利が生じたときは、これを認めなければならない。

第2号様式(第50条の5第3項)（平成6年文部省規則第34号、平成6年文部省令・昭和49年教科省訓令、平成6年文部省令・昭和62年文部省令、一部改正）

## 第2号様式（第51条の5関係）

第3号様式（第63条関係）